

「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」におけるヒアリング資料
—大阪府における就学指導等の状況について—

平成 22 年 8 月 11 日

大阪府教育委員会事務局 支援教育課

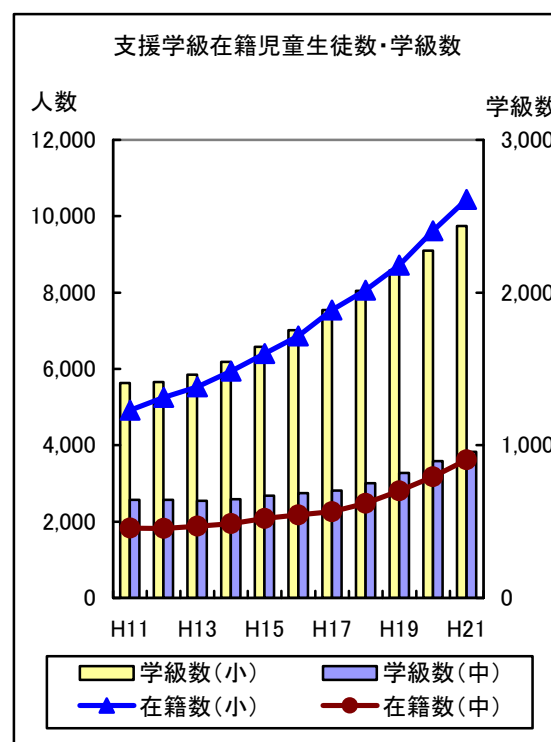
1. 大阪府における支援教育(特別支援教育)

- 大阪府では、障がいのある幼児児童生徒と周りの幼児児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として、支援教育を推進している。
- 府内には、大阪府立の支援学校(特別支援学校)が 25 校、分校が 5 校あり、そのうち 4 分校は平成 22 年度 4 月に開校した。ほかに、国立 1 校、市立 12 校、市立の分校 1 校がある。

2. 小中学校支援学級(特別支援学級)在籍児童生徒の状況

- ① 小中学校の支援学級在籍児童生徒は年々増加しており、平成 11 年度から平成 21 年度までの 10 年間で、約 2.1 倍になっている。
- ② それに伴い、支援学級数も年々増加しており、平成 11 年度から平成 21 年度までの 10 年間で、約 1.7 倍になっている。
- ③ 平成 21 年度支援学校の小中学部には 3,819 人の児童生徒が在籍しているが、支援学級にはその 3.7 倍の児童生徒が在籍しており、小学校 10,440 人、中学校 3,619 人、合計 14,059 人である。

年度	在籍児童生徒数		支援学級数	
	小学校	中学校	小学校	中学校
11	4,915	1,831	1,408	641
13	5,534	1,882	1,462	636
15	6,406	2,081	1,644	670
17	7,548	2,261	1,885	702
19	8,718	2,800	2,146	819
21	10,440	3,619	2,435	957



- ③ また支援学級には、重度・重複障がいの児童生徒、医療的ケア(看護師対応)の必要な児童生徒が多数在籍している。

【平成 21 年度】

- ・ 重度障がい児童生徒数—小中学校の合計で、4,951 人。(35.3%)
- ・ 重複障がい児童生徒数—小中学校の合計で、7,807 人。(55.5%)
- ・ 医療的ケア(看護師対応)を必要とする児童生徒数—23 市町 64 校に 85 名在籍

3. 児童生徒の就学について

① 就学相談体制や就学先決定の流れ

- ・ 府内各市町村教育委員会は、学校教育法施行令第 18 条の2に基き、「就学支援委員会」等を設置している。
- ・ 就学先の決定については、障がいの程度だけで判断せず、専門的知識を有する者の意見、保護者の意向等を踏まえ、市町村教育委員会が総合的に判断し、決定することとしている。
- ・ 保護者との共通理解醸成のため、各市町村教育委員会は、就学前からの早期支援・教育相談の充実、個別の教育支援計画の作成や活用、学校見学・授業参観・体験入学等の機会を設けるなど、工夫している。
- ・ 就学先決定にあたって、保護者の意向と齟齬が生じた場合については、本人にとってより適切な就学となるよう、各市町村教育委員会は、合意が得られるまで話し合いを継続している。
- ・ その際、市町村教育委員会は、専門家からの指導・助言も含めた十分な話し合い、保護者への十分な情報提供、本人のニーズにあった教育環境の整備などに努めている。
- ・ 結果として、保護者との合意が得られないまま、就学先決定した事例はないと認識している。

② 就学後の継続した相談機能について

- ・ 各市町村教育委員会は、就学後も相談の継続に努めている。児童生徒の状況等によって、市町村立小中学校と府立支援学校間で学籍異動の必要が生じた場合などは、府教育委員会が調整を行うこととしている。
- ・ 平成 21 年度における年度途中での小中学校と府立支援学校間の学籍異動(医療機関等への入院・他府県からの転入は除く)は 1 件のみである。

③ 通常の学級へ就学した場合の合理的配慮及び支援の実態・課題

- ・ 大阪府として、医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する小・中学校に看護師を配置する市町村に対し、補助を行っている。

④ 聴覚障がい、視覚障がい等のある児童生徒が通常の小中学校に在籍した場合の配慮

- ・ 視覚支援学校や聴覚支援学校との連携、センター的機能の活用が必要。
- ・ 学校間の連携や情報交換が必要。

- ・ 学校が当該児童生徒の状況、ニーズ等を的確に把握し、保護者と連携して支援体制を整備することが必要。

【事例1—A市】

- ① 市教育委員会内に、教育相談を受ける施設として「サポートセンター」を設置している。
- ② 「就学支援委員会」は、医師、市の教育職員、児童福祉施設に勤務する職員、大阪府立の支援学校に勤務する職員など20名で構成している。
- ③ 就学相談1件につきサポートセンターから1名、就学支援委員会から1名の2名体制を基本として対応している。
- ④ 1件につき、4回以上の丁寧な就学相談を行って、最終的には保護者合意の上で、教育委員会が就学先を決定している。
- ⑤ A市の特徴は、就学後も継続した相談体制を充実させていることである。就学相談にかかった全児童生徒を対象に、年間三回の追跡調査を実施している。(5月郵送によるアンケート調査、9月郵送によるアンケート調査、1月電話等)追跡調査に基き、必要に応じて継続した教育相談を実施している。

【事例2—B市】

- ① 教育委員会と福祉部が連携するよう、機構改革を実施。幼稚園や保育所についても教育委員会が所管している。そのことにより、教育委員会、学校、幼稚園、保育所、保健センター、子育て支援センター等が、連携しやすくなった。
- ② 市独自の「相談シート」「支援シート」を作成し、保護者が記入したものを支援に活用する仕組みを工夫。
- ③ 「就学支援委員会」は、医者、教育委員会事務局、幼稚園長会、小学校長会、中学校長会等の委員で構成し、就学に関する相談、助言、支援体制及び教育内容についての支援を実施している。
- ④ 保護者からの相談の窓口は、各学校園、教育委員会、就学支援委員会の3箇所としており、就学支援委員会は、相談を受けて実態を把握し、必要に応じて調査を行う。
- ⑤ 最終的には、保護者合意の上で、教育委員会が就学先を決定している。